

広報

あいづばんげ

7

2015 No.611



CONTENTS ~今月の内容~

表紙 地域おこし協力隊
田澤陽子さん

- | | | | |
|---|--------------------|----|-----------------|
| 2 | 路線バスでお出かけしませんか？ | 10 | 食育だより |
| 3 | 後期高齢者医療制度のお知らせ | 11 | 図書室だより |
| 4 | 介護保険利用者負担に関するお知らせ | 12 | まちの話題 |
| 5 | 会津坂下町地域包括支援センターより | 14 | お知らせ版インフォメーション |
| 6 | 男女共同参画について考えてみませんか | 22 | 健康づくり・すこやか |
| 7 | エコ活動にご協力ください | 23 | 7月の保健ガイド・戸籍の窓口 |
| 8 | 五浪美術記念館より | 24 | 地域おこし協力隊がやってきた！ |
| 9 | 町史編さんだより | | |

AR マークで動画配信中！

AR のある写真にスマートフォン等をかざすと関連した動画が視聴できます。
ダウンロードおよび視聴方法はQRコードまたは、町ホームページで「AR」と検索！ QRコード



路線バスでお出かけしませんか？

7月1日から、「公共交通と商店街が連携した高齢者にやさしいまちづくり社会実験事業」として、高齢者や運転免許証を返納した方へ路線バスの乗車券を補助します。補助を受けるには申請が必要です。申請された方へは会員証を交付し、町内協賛店舗にて各種サービスが受けられます。

▼目的

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証が返納されやすい環境づくりと、路線バスの利用しやすい運行体系の整備などを目的としています。



▼内容

区分	対象者	補助内容
①	町内在住で運転免許証を自主返納した方	年間一律6,250円分の 普通回数券
②	町内在住の65歳以上の方	月2枚（往復分）を上限に申請月以降の月数分の エコノミー回数券
③	町・地区コミュニティセンターなどが主催する事業の参加者	居住する対象路線の最寄りのバス停から事業開催地の最寄りのバス停までの往復分の エコノミー回数券

※**普通回数券**とは、会津乗合自動車(株)が発行する区間指定、有効期限のない乗車券。

※**エコノミー回数券**とは、会津乗合自動車(株)が発行する区間指定があり、有効期限が発行した日から1年間の乗車券。

▼申請

①運転免許証を自主返納した方

新たに自主返納される方は、返納手続きの際に、警察署の窓口で申請できます。

すでに自主返納された方は、警察署が発行する「申請による運転免許の取消通知書」もしくは「運転経歴証明書」どちらかの写しを添えて町に申請してください。

②65歳以上の方

申請書に、身分証明書の写しを添えて町に申請してください。

③事業の参加者

事業主催者にお問い合わせください。

※申請用紙は政策企画班および町ホームページにあります。

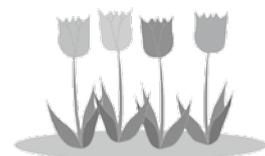


▼開始日

7月1日（水）から

▼申し込み・問い合わせ先

政策財務課 政策企画班 ☎84-1504



8月1日から、保険証が新しくなります

現在お使いの保険証は、平成27年7月31日までの有効期限となっています。
7月中に新しい保険証（オレンジ色）を郵送しますので、8月1日からはそちらをご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 平成28年7月31日		
被保険者番号	01234567	
被 保 険 者	住所	会津坂下町〇〇1-1
	氏名	男
	生年月日	昭和××年〇月△日
資格取得年月日	平成☆☆年〇月△日	
発行期日	平成☆☆年〇月△日	
交付年月日	平成27年8月1日	
一部負担金の割合	1割	
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	39074216 福島県後期高齢者医療広域連合	

有効期限は
平成28年7月31日まで

用紙の色は
ピンク ⇒ オレンジ
に変わります

医療機関の窓口での
負担割合です。
ご確認ください。



□ 限度額適用・標準負担額減額認定証の発行について

同一世帯の全員が住民税非課税の方は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受け取ることができます。

入院した時に、この証を医療機関に提示すると、食事代が右表の負担額までに減額されます。

また、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。該当すると思われる方は、保険年金班（⑤窓口）に申請してください。

世帯区分		食事代 (1食あたり)
一般（下記以外の方）		260円
低所得者 Ⅱ（※1）	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ（※2）		100円

※1 世帯の全員が住民税非課税の方

※2 世帯の全員が非課税で、かつ年金収入80万円以下などの方

【問い合わせ先】 生活課 保険年金班 高齢者支援係（⑤窓口） ☎ 84-1513

介護保険利用者負担軽減には申請が必要です

介護保険施設を利用した場合、食費や居住費が原則として利用者負担になります。しかし、一定の条件を満たすご利用者には所得に応じて自己負担に限度額が設けられ、これを超える食費・居住費の利用者負担はありません。負担軽減を受けるためには、介護保険負担限度額認定証が必要です。申請に基づき、該当者に交付します。

平成26年度に認定証を交付されている方の有効期限は平成27年7月31日です。引き続き下記対象者に該当する場合は利用することができますので、更新の手続きをお願いします。

▼対象者 特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養病床施設入所者およびショートステイ利用者で

①住民税非課税世帯の方（別世帯の配偶者も住民税非課税であること）。

②預貯金が基準額（配偶者がいる方は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円）以下の方。

▼有効期間 平成27年8月以降に申請した月の1日～平成28年7月31日まで

▼所得段階別の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	対象	居住費の負担限度額				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者など	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	住民税非課税世帯かつ前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	住民税非課税世帯かつ第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホーム利用またはショートステイ利用の際の金額。

※平成27年4月1日から、多床室の負担限度額が320円から370円に改定されました。

▼申請方法 申請用紙は保険年金班（⑤窓口 高齢者支援係）にありますので、該当すると思われる方は窓口までお越しください。申請用紙はホームページにもあります。

▼持参するもの 本人・配偶者の通帳（写しでも可）、印鑑

介護保険サービスの利用者負担割合が変わります

▼利用者負担

平成27年8月から、一定所得以上の方は介護保険サービスを利用した時の利用者負担が2割になります。

基準	自己負担
本人の合計所得 160万円未満 (世帯に65歳以上1人のみ：年金収入+合計所得=280万円未満) (世帯に65歳以上2人以上：年金収入+合計所得=346万円未満)	1割
本人の合計所得 160万円以上 (世帯に65歳以上1人のみ：年金収入+合計所得=280万円以上) (世帯に65歳以上2人以上：年金収入+合計所得=346万円以上)	2割

▼負担割合証

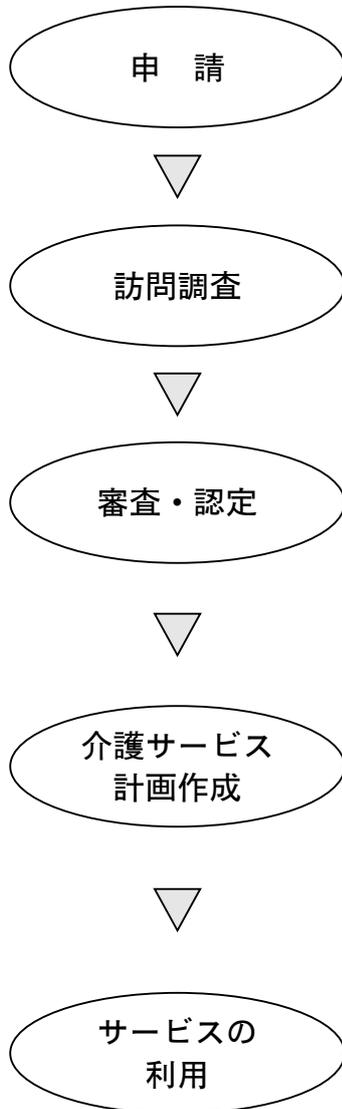
要介護認定を受けた方には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護サービスを利用するときに必要になります。7月末に郵送しますのでご確認ください。

【問い合わせ先】 生活課 保険年金班 高齢者支援係（⑤窓口） ☎ 84-1513

こんにちは「会津坂下町地域包括支援センター」です

介護認定の手順について

介護保険によるサービスを受けるには、申請をして介護が必要と認定を受けなければなりません。今月は、介護認定にかかる申請からサービスの利用までを簡単にご紹介します。



本人または家族が保険年金班高齢者支援係の窓口「要介護認定」を申請します。地域包括支援センターでは申請手続きの代行も可能です。

当町の調査員が自宅や施設などを訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、介護認定調査会では、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）に応じ、要支援1・2、要介護1～5、非該当と認定します。

介護が必要と認定されると介護サービスが利用できます。どんなサービスをどれくらい利用するかという介護サービス利用計画（ケアプラン）を介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成します。

*ケアマネージャーの選択は、個別に電話するか、地域包括支援センターの紹介となります。

介護サービス計画に基づいて、在宅や施設などの各種サービスを利用します。

*介護サービスにかかる費用は、サービスの種類や利用時間・介護認定区分などによって決められています。

地域包括支援センターでは、要支援1・2の方の介護サービス利用計画（ケアプラン）を作成します。

何かわからないことがありましたら、ご相談ください。

【問い合わせ先】会津坂下町地域包括支援センター

☎ 84-2700

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝・年末年始休み）

*職員が訪問で不在の場合があります。

